

# 小売電気事業者に関する今後の対応 について②

2022年10月25日(火) 第78回 制度設計専門会合 事務局提出資料



### 本日の御議論

- 令和4年9月26日に開催された第77回制度設計専門会合において、インバランス料金や託送料金の大規模な未払い等を防止し、社会的負担の抑制を図る観点から、①インバランス発生を理由とする解約、②保証金未払いを理由とする解約に関する整理について御議論いただいた。
- このうち、約款改定による保証金の請求事由の追加(次頁)に関して、複数の小売電気事業者から、2020年度冬季に発生した事象のように、燃料制約に伴い、市場への売り入札が減少して売り切れ状態が継続したことに起因してインバランス量が急増した場合を除外することが適切ではないかとの御意見を頂いた。
- また、同じく複数の小売電気事業者から、FIPの再工ネ等においては予測外しに伴うインバランスが発生することも想定されるところ、そもそも発電量調整供給契約における発電契約者に対する保証金の請求事由についても同様の規律が追加されることになるのかとの御質問を頂いた。
- そこで、本日は、保証金の請求事由の追加に関する以上の御意見・御質問に対する見解の整理を行ったため、当該整理について御議論を頂きたい。

# (参考) ②-1 保証金の請求事由について

- 現行の託送供給等約款上、未収リスク抑制の観点から、①料金の支払い延滞、②新たな供給 開始、③契約電力等の増加の場合に、一般送配電事業者は必要に応じて保証金を求めること ができると規定されているが、インバランスが大幅に増加等していることを理由に保証金を求めること は明示されていない。
- しかし、未収リスク抑制の観点から保証金が措置されていることに鑑みれば、大規模なインバランス料金が急増する可能性がある場合に、当該料金債権の未収リスクを低減する方策として、保証金を必要に応じて求めることを検討すべきではないか。
- 具体的には、インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記する 約款改定を行ってはどうか。
- また、約款の運用に当たっては、a.調達率が急激に低下するなどしてインバランス量が急増し、 b.インバランス量が大規模であり、c.一般送配電事業者によるインバランスの改善要求に小売 電気事業者が応じない場合に、一般送配電事業者の判断で必要に応じて保証金を求めること としてはどうか。
- なお、上記の運用に当たっては、小売電気事業者への事業継続への影響に鑑み、保証金を求める必要性を一般送配電事業者において慎重に検討した上で行うことが妥当ではないか。

#### 託送供給等約款(東京電力パワーグリッド株式会社)

#### 35 保証金

- (1) 契約者の場合は、次によります。
  - イ 当社は、<u>料金の支払いの延滞があった契約者、または新たに接続供給を開始し、もしくは契約電力等を増加される契約者から、接続供給の開始もしくは再</u>開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
  - 口 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
  - ハ 当社は、接続供給契約もしくは振替供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を契約者の支払額に充当することがあります。
  - 二 当社は、保証金について利息を付しません。
  - ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、八により支払額に充当した場合は、 その残額をお返しいたします。

## 保証金の請求事由についての具体的整理について(1)

- 今般の託送供給約款上の保証金の請求事由の追加は、
  - ①託送契約について小売電気事業者によるインバランス料金や託送料金の一般送配電事業者10社合計の未収額が、2020年4月から2022年4月までの2年間で約450億円に上る状況(その金額の多くはインバランス料金)であり、
  - ②その未収額の多くが、特定の小売電気事業者によるものであり、
  - ③当該小売電気事業者は、相応の販売電力量を持ちながら、あるときからほぼ全量をインバランスに依存する状況になった上で、一般送配電事業者による改善要請に反してインバランスに依存した事業を継続し、未収金を更に増大させた上で事業を撤退した、ということに鑑み、未収となるリスクが極めて高い小売電気事業者について、最終的な未収金額が巨額となることを抑制することを主眼とするものである。

## 保証金の請求事由についての具体的整理について(2)

- また、発電量調整供給契約の契約者(「発電契約者」)については、発電事業者が 架空の発電計画を提出するなどして、意図的にインバランスにほぼ全量依存して供給す るということも論理的には考えられる。しかし、そのような行為は系統全体の安定供給確 保の観点等からの措置を検討すべき問題であり、小売電気事業者の未収リスクに備え るための本議論と同列には考えられないこと、また、発電設備を有する小売電気事業者 がそうした行動をとった上で事業を撤退するなどして未収金が増大する場面も想像しがた いことに留意が必要である。
- また、発電契約者については、変動型再工ネの発電インバランスが予測外れなどの理由により増大した場合など、個々の事情に応じて判断すべきものではあるが、一般にはそれだけをもって未収リスクが極めて高くなっているとは評価できない事情によるインバランスの発生も想定し得るところであり、かかる観点からの検討も必要になると考えられる。
- そのため、インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記する約款改定は、ひとまず現行託送供給約款上の接続供給契約の契約者に関する保証金規定についてのみ行うこととし、発電契約者については今後未収リスクに備える必要のある事例が生じた場合には、改めて上記約款改定の要否及び運用上の論点について議論することとしてはどうか(※)。
  - ※ 需要抑制量調整供給契約の需要抑制契約者についても同様。

# 保証金の請求事由についての具体的整理について(3)

- なお、大規模と言いがたいインバランスに今回の整理を適用することは、前回会合における「運用に当たっては、小売電気事業者への事業継続への影響に鑑み、保証金を求める必要性を一般送配電事業者において慎重に検討した上で行うことが妥当」とした整理にも反すると考えられる。
- 前回会合の議論も踏まえ、上記の各点を含む一般送配電事業者による保証金請求
  の運用については、電力・ガス取引監視等委員会においても適切に監視を行うこととしてはどうか。